



鳥取県公報

平成15年 4月22日(火)
第 7 4 7 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県情報公開条例に規定する非開示情報の取扱い (264) (県民室)	1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (265) (障害福祉課)	1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (266) (")	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (267) (")	2
	鳥取県保健医療計画の変更 (268) (医務薬事課)	3
	森林病虫害の駆除命令 (269) (森林保全課)	3
	保安林の指定予定 (2件) (270・271) (")	4
	基本測量の実施 (2件) (272・273) (管理課)	5
	公共測量の終了 (274) (")	5
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	6
調達公告	一般競争入札の実施 (消防課)	7

告 示

鳥取県告示第264号

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）について、次のとおり取り扱うこととしたので告示する。

平成15年 4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次に掲げる情報は、鳥取県情報公開条例第9条第2項第3号に掲げる非開示情報に該当しないものとする。

- 鳥取県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関が保有する法人その他の団体（国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社を除く。）又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）から提出された請求書等に記録されている当該法人等の取引金融機関の名称及び当該法人等の口座番号
- 法人等の名称又は氏名が非開示情報に該当しない場合における当該法人等の印の印影

鳥取県告示第265号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービスウェルミー	鳥取市行徳三丁目317	居宅介護	平成15年4月10日
有限会社サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	有限会社サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	"	平成15年4月15日

鳥取県告示第266号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービスウェルミー	鳥取市行徳三丁目317	居宅介護	平成15年4月10日
有限会社エス・ティ・エヌ	鳥取市今町一丁目130	エスポワール	鳥取市今町一丁目130	"	平成15年4月15日

鳥取県告示第267号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービスウェルミー	鳥取市行徳三丁目317	居宅介護	平成15年4月10日
有限会社エス・ティ・エヌ	鳥取市今町一丁目130	エスポワール	鳥取市今町一丁目130	"	平成15年4月15日

有限会社サポー トライフ	鳥取市東今在家 321 - 26	有限会社サポート ライフ	鳥取市東今在家 321 - 26	”	”
-----------------	---------------------	-----------------	---------------------	---	---

鳥取県告示第268号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第10項の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同条第13項の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県総務部県民室、福祉保健部医務薬事課、日野総合事務所県民局、中部県民局、西部県民局、東部健康福祉センター総務企画室及び八頭地域保健福祉部、中部健康福祉センター総務企画室並びに西部健康福祉センター総務企画室に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第269号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 倉吉市、岩美郡岩美町及び福部村、八頭郡用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町及び名和町の各一部（別紙のとおりとする。）

イ 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村、淀江町及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成15年6月2日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)のアに掲げる区域にあっては航空機を利用して、1の(1)のイに掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第270号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市福井字上名無谷1600の2、字本谷1370から1377まで、1379の1、1379の2、1381から1384まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第271号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402の8、402の13、403の1、404の1、404の2、405の1、405の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等重力測量）
- 2 作業期間 平成15年5月8日から同年12月12日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び境港市

鳥取県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年4月21日から平成16年2月27日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、八頭郡若桜町、用瀬町及び智頭町、西伯郡西伯町、岸本町、大山町及び中山町並びに日野郡日野町

鳥取県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（千代川地形図修正業務）
- 2 作業地域 千代川水系国土交通省直轄管理区域
千代川 八頭郡用瀬町大字別府から鳥取市賀露町北まで
袋川 岩美郡国府町大字清水から鳥取市古市まで
八東川 八頭郡郡家町大字国中から鳥取市今在家まで
旧袋川 鳥取市青葉町から同市江津まで
- 3 終了年月日 平成15年2月28日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成15年4月22日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は、空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成15年5月23日 午前10時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控 室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成15年5月9日 午後1時30分から午後4時30 分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達する役務の内容

(1) 調達件名及び数量

ヘリコプターテレビ電送システム用無停電電源装置蓄電池等取替 一式

(2) 履行場所

鳥取市東町一丁目271ほか

(3) 調達する役務の概要

鳥取県ヘリコプターテレビ電送システム設備のうち、無停電電源装置に内蔵されている蓄電池、冷却ファン及びメモリバックアップ電池の購入、取替え、試験測定及び撤去処分を行うものである。

(4) 仕様

入札説明書及び仕様書による。

(5) 履行期間

契約の日から平成15年7月15日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 平成15年4月22日（火）から同年5月8日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去2年間に、国若しくは地方公共団体からの蓄電池設備に係る業務の受託又は国若しくは地方公共団体への蓄電池設備に係る物品の納入の実績があること。

3 資格に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県消防課消防防災情報室 電話 0857 - 26 - 7788

4 入札説明書

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成15年4月22日(火)から同月30日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行の日時

平成15年5月8日(木)午前11時

(2) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第31会議室(車庫棟1階)

(3) 入札書の提出方法

持参とする。

(4) 郵送による入札

不可とする。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

免除

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(3) 資料作成及び委託業務内容に関する説明会は、行わない。

